

東日本大震災により被災された皆さまに対する  
保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて

このたびの地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。  
東日本大震災により被災されたお客さまへの特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長（最長6ヶ月間）を実施しておりますが、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり、追加の特別取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長

災害救助法適用地域（※）のお客さまからのお申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を更に3ヶ月間延長いたします。

（実施済の6ヶ月と合わせ、最長で平成23年12月末までの延長となります）

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

保障をご継続されるためには、上記1.の猶予期間分の保険料を猶予期間内にお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、延長後の猶予期間内に猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、平成24年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、保険料の払込期日を平成24年10月末日までといたします。

なお、猶予期間分の保険料は分割してお払込みいただくことも可能です。


（取扱い対象のご契約）

上記お取扱いは、「東日本大震災」にかかる災害救助法適用地域（※）で、すでに保険料払込猶予期間の延長を行っており、その期間に通常通りの保険料の払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

（※）大量の帰宅困難者の発生を受けて災害救助法の適用となっている東京都は除きます。

以上

**【お問い合わせ先】**

メディケア生命コールセンター  0120-315056

受付時間[平日9:00~19:00/土・日9:00~17:00]

（祝日・年末年始（12/31~1/3）は除く）

\*平成23年3月13日にお知らせした特別取扱いの内容

平成23年3月13日  
メディケア生命保険株式会社

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により被災された皆さまへ

このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

一日も早く復旧されますよう、お祈り申し上げます。

弊社では、このたびの地震により被災された皆さまに、以下のお取扱いをさせていただきます。

1. 給付金等の全額支払い

入院給付金等につきましては、約款上地震等による入院給付金等を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず、入院給付金等を全額お支払いすることといたします。

2. 保険料のお払込について

被災により保険料のお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

3. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。